

案件のお知らせ

2025 年 6 月 17 日

Maples グループ、「EQTネクサス・ENXF SICAVファンド」の設定で三井住友 DS アセットマネジメントに助言

本書はあくまでご参考のために英語で公表されたものを日本語に翻訳したものです。本書の正式言語は英語であり、その内容・解釈について差異が生じた場合には、英語版が優先します。

Maples グループの弁護士事務所である Maples and Calder は、事務所のアジアファンドおよび投資管理 (Asia Funds & Investment Management) 業務の一環として、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 (以下「三井住友 DS」といいます。) に対して、SMD-AM ユニバーサル・トラスト - EQT ネクサス・ENXF SICAV ファンド (EQT NEXUS Fund) (以下「本ファンド」といいます。) の設定に関する助言を行ったことをお知らせいたします。

本ファンドは、2025 年 6 月 17 日付で設定されたケイマン諸島籍のユニット・トラストであり、日本国内において公募外国株式投資信託として取り扱われ、その受益証券が販売されます。本ファンドの管理会社はセレス・ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Ceres Fund Management (Cayman) Limited)、受託会社は Maples Trustee Services (Cayman) Limited であり、三井住友 DS は本ファンドの投資運用会社を務めます。

本案件では、当社シンガポール事務所を拠点とする弁護士チームが、ケイマン諸島における三井住友 DS の法律顧問を務めました。ファンドおよび投資管理パートナーである Nick Harrold が同チームを指揮し、アソシエイトの Costa Valtas、シニアパラリーガルの Veronica Chen、および規制・金融サービスのアソシエイトである Daniel Moore がサポートしました。また Maples グループのケイマン諸島を拠点とする受託チームを、ファンド受託 (Funds Fiduciary) 共同責任者である William Shaw と Abali Hoilett が率い、シニアバイスプレジデントの Tanya Campbell とバイスプレジデントの Agne Miller がサポートしました。

本案件について Nick Harrold は「本ファンドの設定は、日本の投資家の間でプライベート・エクイティに対する投資意欲が高まっていることを反映しています。プライベート市場へのアロケーションを拡大する日本の投資家の全体的なトレンドの一部でもあります。」とコメントしています。

なお、日本法に関する助言は、ホワイト&ケース法律事務所 (White & Case LLP) および森・濱田松本法律事務所が行いました。

Maples グループのジャパニーズ・ファンド部門は、業界の大手企業や新規参入企業に対し、日本人投資家向けのケイマン諸島、ルクセンブルク、アイルランド、ジャージー籍ファンドの組成と設立に関する助言とファンドサービスを提供しています。

以上

Maples グループについて

Maples グループは、業界大手の国際法律事務所である Maples and Calder を通じて、世界中の金融機関、機関投資家、企業、個人顧客に対して、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、アイルランド、ジャージー、ルクセンブルクの法律に関する助言を提供しています。世界中の主要な法域に拠点を構え、特に企業の商取引、財務、投資ファンド、訴訟、信託を得意分野としています。Maples グループは優れた法律顧問と関係を保ち、現地の専門知識を活用することで、グローバルなビジネスに必要な総合サービスを提供しています。詳細は maples.com/services/legal-services をご参照ください。